

「議会改革特別委員会」調査報告書

本委員会は、平成26年3月18日に付託された事件について、調査を終了したので、飯能市議会会議規則第109条の規定により報告いたします。

記

- 1 調査事件
議会改革に関すること。
- 2 調査の経過と結果
別紙のとおり

平成29年3月3日

議会改革特別委員会
委員長 相田博之

飯能市議会議長 砂長恒夫様

「議会改革特別委員会」調査報告書

1 はじめに

本委員会は、本市議会の議会改革について必要な調査、研究を行い、議会改革をさらに推進するとともに、市民に身近で開かれた議会を目指すため、平成26年3月定例会（平成26年3月18日）において設置され、閉会中も継続して調査をしてきたところである。

本委員会は、22回の委員会を開催し、鋭意協議、検討を進め、本委員会の調査事項について、平成27年3月定例会、平成28年3月定例会において中間報告を行った。

このたび、本委員会における調査・検討を終了するにあたり、これまでの議会改革及び中間報告した内容も含め、結果を報告する。

2 組織及び目的等

(1) 名称 議会改革特別委員会

(2) 委員数 10名

委員長	梶	田	博	之
副委員長	野	口	和	彦
委員	栗	原	義	幸
委員	中	元		太
委員	新	井		巧
委員	金	子	敏	江
委員	内	田	健	次
委員	平	沼		弘
委員	鳥	居	誠	明
委員	武	藤	文	夫

(3) 目的 地方分権時代に対応した議会のあり方、議会機能の強化、議会運営の効率化等について調査研究する。

3 特別委員会設置までの経緯と取組み

地方分権の進展等に伴い、地方公共団体の自己決定権は拡大し、住民の意思を代表する議会機能の担うべき役割は益々増大していることから、さらなる充実、強化が求められている。

議会は、団体意思の決定を行う議事機関としての役割と、執行機関の監視を行う監視機関としての役割を有している。分権型社会における議会の役割が十分に発揮されるようにするためには、自己改革の取組みが必要であり、二元代表制の下、議会の果たすべき監視機能、調査機能、政策形成機能などを発揮すべく、議会のあり方から検討を進め、議会基本条例の制定を視野に入れて各種改革に取り組んできた。

(1)「議会のあり方研究会」(平成20年11月まで7回開催)

- ・平成20年6月設置
- ・平成21年5月の改選前に、議会の活性化、議会の機能強化に向けた論議をするため設置。
- ・任意の組織。各会派から1名、計8名を選出。正副議長、議会運営委員長はオブザーバー。出席者は会派内での交代は自由。
- ・全員協議会のあり方、議長の任期、正副議長選挙の立候補制、議長の常任委員会出席、議員定数、報酬、政務活動費、審議会等への参画、議会基本条例などを検討。
- ・論議を自由に行い、結論を出す組織ではないため、検討結果の報告は行わなかったが、その後の議会改革の推進に向けて大きな役割を果たした。

【改革事項】

- ①正副議長選挙の立候補制を導入
- ②一般質問インターネット映像配信を開始
 - ※ケーブル未布設地域に対して、視聴できる状況を補完するために、吾野・東吾野・原市場・名栗の各公民館に貸出用のDVDディスクを設置した。

(2)「議会改革検討会」(平成24年7月まで42回開催)

- ・平成22年6月設置
- ・全議員参加の任意組織
- ・議会改革に関する事項の検討を行い、最終的には議会基本条例の制定を目指す。

【改革事項】

- ①議会改革に関する議員研修会の開催

- ②政務活動費運用指針の策定
- ③政務活動費審査会の設置
- ④政務活動費収支報告書・実績報告書の公開
- ⑤議員の議決結果の個別賛否公開
- ⑥タブレット型端末機の導入
- ⑦飯能市議会基本条例の制定
- ⑧飯能市議会基本条例制定に伴う活動等について
 - ア 議会報告会（第6条）の開催
 - イ 反問権実施要領の制定（第7条第2号）
 - ウ 自由討議実施要領の制定（第10条）
 - エ 重要な中・長期的な計画に係る協議の場（第9条第2項）
 - オ 議会図書室の充実（第17条）

(3)「議会改革推進会議」（平成26年2月まで9回開催）

- ・平成24年7月設置
- ・議会基本条例に基づく議会活動、議員活動等を推進するとともに、さらなる議会改革を推進するために設置。
- ・全議員参加の任意組織

【改革事項】

- ①決算特別委員会の審査方法の見直し
- ②各種審議会等への議員の参画の見直しに係る条例可決
- ③飯能市中学生「夢・未来」議会事業の開催
- ④飯能市議会災害対策支援本部設置要領の制定
- ⑤第1回議会報告会の開催

4 議会改革特別委員会の活動経過概要

回数	開催日	会議等	内 容
1	平成26年 3月18日	委員会	○正副委員長の互選について
2	4月14日	委員会	○今後の方針と日程について
3	5月20日	委員会	○検討項目について
4	6月 3日	委員会	○委員会の活用について ○議場について

			<ul style="list-style-type: none"> ○ I T 関係について ○ 質問形式等について ○ 予算審査について
5	6月19日	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員会の活用について ○ 議場について ○ I T 関係について ○ 行政視察資料の提供について
6	7月31日	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 決算特別委員会の決算審査資料の見直し等について ○ 委員会の活用について ○ 議場について ○ I T 関係について
7	8月29日	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後策定される計画について ○ 委員会の活用について ○ 議場について ○ I T 関係について
8	11月11日	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後策定される計画について ○ 議案書のペーパーレスについて
9	平成27年 3月4日	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中間報告について ○ 議案書のペーパーレスについて ○ 一般質問通告者の打ち合わせについて ○ 会期中の広報委員会の開催日について ○ 山間4地区行政センターでの一般質問録画DVDの貸出について ○ 議会内外人事について ○ 正副議長の任期について ○ 一般質問のできる議員の範囲について
	3月19日	定例会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会改革特別委員会中間報告
10	5月15日	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 副議長、議会運営委員長、監査委員の一般質問について ○ 議案書のペーパーレスについて ○ I T 関係について
11	6月5日	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般質問での議長交代について

12	6月19日	委員会	○議案書のペーパーレスについて ○一般質問について ○行政視察について
13	9月14日	委員会	○議案書のペーパーレスについて ○行政視察受け入れ状況について ○IT関係報告事項について
14	11月9日	委員会	○新しいタブレット型端末機について ○クラウドシステムについて ○飯能市議会基本条例第9条第2項に基づく協議について ○決算特別委員会について ○遊佐町少年議員の取り組みの検討について
15	12月11日	委員会	○飯能市議会基本条例第9条第2項に基づく協議について ○タブレット型端末機における政務活動費負担について ○決算特別委員会について ○議会からの情報発信について
16	平成28年 1月22日	委員会	○決算特別委員会について ○一般質問のライブ中継を市役所ロビーで放映することについて ○タブレット型端末機の機種変更等について
17	2月16日	委員会	○決算特別委員会について ○議案書のホームページ掲載について ○18歳投票権に向けた議会の役割について
18	3月3日	委員会	○決算特別委員会について ○議会基本条例の見直しについて ○新型タブレット型端末機の使用について
	3月17日	定例会	○議会改革特別委員会第2回中間報告
19	5月20日	委員会	○決算特別委員会について ○議会基本条例の見直しについて ○一般質問での議長交代について ○市議会ホームページの活用について

			○駿河台大学と市議会との連携について
20	6月14日	委員会	○決算特別委員会について ○議会基本条例の見直しについて ○市議会ホームページの活用について
21	12月7日	委員会	○会期日程案変更について ○飯能市議会基本条例第9条第2項に基づく協議について ○議場マイクについて
22	2月21日	委員会	○調査報告書について ○飯能市議会基本条例第9条第2項に基づく協議について ○飯能市議会情報端末機使用基準の一部改正について ○議案書のホームページ公開時期について

5 調査検討結果事項の詳細

【議会改革特別委員会の方針等】

議会改革に関する問題意識の共有化を図るため、議会改革特別委員会の位置づけ、現状報告、開催日程等、開催会場、行政視察、講師による研修会、議会改革特別委員会を原則として公開すること、タブレット型端末導入の行政視察受け入れ、議会改革特別委員会が取り組むべき課題などについて協議し、取り組むべき課題の優先順位については、正副委員長に一任することとした。

【改革事項】

(1) 「私たちの一票がまちを変える」事業

- ・飯能商工会議所青年部地域振興委員会からの依頼により「18歳選挙権」を迎えるにあたり、政治に直接関われる機会をつくり、関心を高めてもらう目的で、平成27年10月20日に聖望学園中学校、10月27日に大川学園高等学校において、開催。230名の生徒たちが、まちの将来をテーマに市議会議員とグループディスカッションを行い結果発表した。

(2) 議場について

- ・議場、傍聴席のバリアフリー、議場の西川材ボード活用について協議したが、費用面等課題が多いため、今後も引き続き協議することとなった。

(3) IT関係について

- ・タブレット型端末機の更なる活用について、アプリケーションソフトの使用などを協議した。いち早くタブレット型端末を導入した本市議会としては、今後IT分野に力を入れた議会改革を推進していくこととした。
- ・行政視察資料の提供について、紙媒体による資料を廃止し、旧タブレット型端末機を使用し資料を閲覧してもらい、視察終了後に先方の議会事務局にデータを送付することとした。
- ・議案書等のペーパーレス化について執行部と協議を重ね、議案書、予算書、決算書等も含めデータ化し、クラウドシステムを利用しての閲覧が可能となった。
- ・平成28年5月からの新型タブレット型端末機導入にあたり、通信費用を削減するため、通信容量を調査し、1人あたり3GBから1人あたり1.36GB、30GBをシェアするプランに変更した。
- ・アプリケーションソフトの制限を解除し、使用基準の見直を行った。
- ・タブレット型端末機の費用負担について、公費5/6、個人負担分1/6と変更した。
- ・新型タブレット型端末機研修会の開催。

(4) クラウドシステムについて

- ・操作性、コスト面、フォルダ階層などを考慮しシステムを選定。
- ・システム構成については、タブレット型端末機の通信料を抑えるため、市役所本庁舎4階・5階で使用している無線LANを庁舎外へインターネット経由から、クラウドシステムへと接続させた。
- ・現在使用しているNASについては、クラウドシステムのバックアップ用として対応していくこととした。

(5) 議会からの情報公開について

- ・議会からの情報公開の取り組みとして、平成28年3月定例会より、議案上程後に議案書等を市議会ホームページに掲載した。今後、公開時期を早めることを検討していくこととした。
- ・市議会ホームページの活用について、行政視察の受け入れ状況を平成28年4月から視察風景を掲載した。
- ・ケーブルテレビを活用して、平成28年3月定例会から一般質問のライブ中継を市役所1階ロビーで開始した。

(6) 決算特別委員会の見直しについて

- ・決算特別委員会の見直しについては、委員の選任、総括質疑、審査方法などを協議し、委員会審査の専門的かつ細部にわたる審査同様に、決算審査においても平成28年9月議会より、各常任委員会に分割付託し審査した。

(7) 議会基本条例の見直しについて

- ・ICTの積極的活用を図るため、飯能市議会基本条例の一部改正について協議を行い、「ICTの積極的活用」を飯能市議会基本条例第19条として加えた。
- ・議会基本条例については、今後も議会改革を実践していくことにより、検証を行いながら随時見直していくこととした。

(8) 駿河台大学と市議会との連携について

- ・議会改革を推進する中で、今後、政策立案の機能強化を図るためには、具体的な政策課題を議員として深める必要があり、専門的知見と連携を図ることは大きな意味を持つことから、今後の研究課題とすることとした。

(9) 会期日程の変更について

- ・議案審議の充実を図るため、現在の一般質問と常任委員会の日程順について、会期日数を変更せずに、常任委員会を先に開催し、その後一般質問を行うことを協議し、平成29年3月定例会から実施した。
- ・本会議議案質疑と常任委員会審査を連続することにより、議案に対する審議の連続性の確保と審議の充実が図られ、さらに、一般質問の日程が後になることにより、議員の質問及び執行部の答弁について、相互の準備期間が十分確保され一般質問のさらなる充実を図ることができた。

(10) 行政視察受入体制

- ・ペーパーレス化の推進等を図るため、全国に先駆け議会と執行部が一体となったタブレット型端末機の導入を平成24年度に実施して以来、全国243自治体、延べ1,734人の行政視察の受入れを行った。
- ・タブレット型端末機導入の行政視察対応は議員自らが行き、議員同士の情報交換の場として活用するとともに、執行部におかれては、おもてなしの歓迎の対応をいただき来訪者からも感激されているところである。

6 おわりに

本委員会の調査の概要は以上であるが、本議会は、以前より議会の権能を高めるために、議会改革について個別的な改革の取組を順次進めてきたところである。

本委員会としては、平成24年に制定した議会基本条例に基づき、その理念、議会・議員の活動原則等を通して、議会としての使命を果たすために、議会が持つ様々な権能の全般にわたる改革を検討する中で、具体的に議会改革を実践、推進し、一定の成果を挙げてきたところである。

二元代表制の一翼を担う議会としての責務を果たし、今後も市民に信頼される議会を目指し、継続して議会改革の推進を図り、豊かな市民生活と市政発展に寄与していくため、不断の努力を重ねていく所存である。